

令和 8 年（2026 年）4 月 9 日

## 調達公告（仕様書）

一般社団法人医薬新結合研究所

本仕様書は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」という）が交付する 2023 年度医療研究開発推進事業費補助金に基づく、創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業（以下、「補助事業」という）を一般社団法人医薬新結合研究所（以下、「医新研」という）が実施するにあたり、AMED 補助事業の一環として実施する Drug Discovery and Biotechnology Connect Program（以下「D-Bio Connect」という）において、有望創薬研究プロジェクト、創薬基盤技術（以下、「有望創薬シーズ等」という）に関心を持つ事業会社、ベンチャーキャピタル、支援機関等（以下、「企業等」という）とのネットワークを構築し、企業等のニーズを調査および研究する業務（以下、「調査・研究業務 A」という）の調達（請負）仕様を定めるものである。

### 1. 件名

「AMED 補助事業に係るアカデミアを対象とした調査研究業務（調査研究業務 A）の調達（請負）」

### 2. 調達の要件

- ・業務の終了後、速やかに完了報告書を提出できること。また、完了報告書の検収を医新研から受けた後、速やかに請求書を提出できること。
- ・別紙 1 の作業手順書の通り作業を実施できること。
- ・別紙 2 の見積書の通り 1 時間あたりの単価で請負業務の見積りを提出できること。
- ・医新研による請負先選定後、速やかに別紙 3 の契約書を締結できること。
- ・下請負（第三者への再請負）をせず、請負業務を遂行できること。
- ・作業時間については年間 180 時間と想定し、実際の作業時間を基に請求することを了承できること。なお、事前に作業時間が超過することが予想される場合には、甲と乙との調整の上実施することを了承できること。
- ・本業務の請負にあたり、甲乙了解の上、甲と打合せを実施する場合には、甲が乙の交通費実費を負担する。
- ・請負先が複数となる場合があることを事前に了承できること。
- ・適宜、医新研の本件担当者と電話等で打合せができること。
- ・過去に類似業務の実績があること。

### 3. 契約期間

契約締結日～令和 9 年（2027 年）年 3 月 31 日

### 4. 説明会実施の有無

なし

### 5. 企画提案書および見積書提出の期間・方法

(1) 期間：令和 8 年 4 月 3 日（金）から令和 8 年 4 月 17 日（金）午後 6 時まで

- (2) 方法：『企画提案書』と『見積書』（共に PDF 形式）を医新研の AMED 補助事業窓口（asuka.saeki@bionewcombinations.org）宛に送信をお願いいたします。メールの件名は「AMED 補助事業提案書・見積書の送信（調査研究業務 A）」とさせていただきます。
- (3) 提出物：①企画提案書（類似業務の実績等をご記載ください。様式は任意。）  
②見積書（別紙 2 に沿って作成をお願いいたします。）

#### 6. 企画提案書

- (1) 過去に実施された類似業務の実績をご記載ください。様式は任意となります。
- (2) 評価項目は ①類似業務の実績、②タイムライン（納期）の実効性、③業務を遂行するにあたっての人員体制、の 3 点となります。企画提案書を記載いただくにあたっては、①～③の項目を医新研が評価しやすい工夫をお願いいたします。

#### 7. 調達先の決定方法

- (1) 調達先の決定方法は、総合評価方式とします。企画提案書を基に本公告に示した業務を履行できると医新研が判断した者（法人、個人を問わない）であって、医新研が作成した予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する必須とした項目の最低限の要求および要件をすべて満たしている見積書を提出した者の中から、総合評価方式をもって落札者を決定します。
- (2) 5. に記載の期間内に企画提案書および見積書の提出がなかった際には、再度公告します。

#### 8. 低入札価格調査の実施の有無

実施します。

#### 9. その他

本契約にあたって、結果は公表しません。

以上

## 別紙 1

AMED 補助事業に係るアカデミアを対象とした調査研究業務（調査研究業務 A）手順書

（1）調査研究対象となる研究者・ベンチャー企業・製薬企業等に対するヒアリングの準備（Web Meeting もしくは訪問）

### I. D-Bio Connect 説明資料の作成

- ・企業等向けの D-Bio Connect 説明資料のたたき台を作成すること。
- ・企業等向けの D-Bio Connect 説明資料に対する助言あるいは編集、校正をすること。
- ・企業等向けの D-Bio Connect 説明資料を基に、ホームページ原稿のたたき台を作成すること。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。

### II. アクセス先の確認と連絡

- ・医新研が指定する企業等のアクセス先を確認すること。なお、アクセス先は医新研がコンタクトパーソン、連絡先を提示する場合がある。なお、医新研がコンタクトパーソン、連絡先を提示しない場合は、ホームページ等を確認してアクセス先を確認できること。
- ・アクセス先にメールあるいは電話等で連絡し、D-Bio Connect を説明する時間を確保すること。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。

### III. 企業に対するメールマガジンの配信

#### 1) 有望創薬シーズの要約作成

- ・医新研が提示する有望創薬シーズ等に関するメールマガジンの原稿のたたき台を作成する。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。
- ・AMED 補助事業窓口から依頼を受けた有望創薬シーズの要約を以下のフォーマットを基に作成する。
  - 1) タイトル
  - 2) 要約
  - 3) 研究者名
  - 4) 出所
  - 5) 疾患・カテゴリー
  - 6) キーワード
- ・想定件数は100件とするが、実数は100件を下回る場合あることを了解する。
- ・本業務に係る経費はⅢ. に含まれるものとする。

## 2) 有望創薬シーズのメールマガジンテキスト作成

- ・上記の要約を基に、AMED 補助事業窓口が指定するフォーマットでプロモーションテキストを作成し、AMED 補助事業窓口に提出する。
- ・想定件数は 100 件とするが、実数は 100 件を下回る場合あることを了解する。

## (2) 調査研究対象となる研究者・ベンチャー企業・製薬企業等に対するヒアリングの実施 (Web Meeting もしくは訪問)

### I. D-Bio Connect の説明 (アクセス先との面談)

- ・アクセス先に対してD-Bio Connectの説明を実施すること。
- ・説明はWebミーティングを原則とするが、医新研が了解した場合、訪問の上、直接説明する場面があることを了解すること。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。

### II. 医新研への面談結果のフィードバック

- ・所定のフォーマットを基に、医新研に面談結果をフィードバックすること。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。

## (3) 完了報告書・請求書の提出

- ・奇数月末を締め日として、翌月 5 日を目処に完了報告書を作成し、医新研に提出する。なお、完了報告書に記載の業務には、上記該当する(1)から(3)の区分を明示することとする。
- ・甲は乙が作成した報告書を受領後、7 日間を目処に検収する。但し、疑義が生じた際はその限りではない。
- ・完了報告書には作業日誌を添付すること。詳細な作業時間は甲の求めに応じて回答できるように記録を残しておくこととする。
- ・本業務に係る経費は (1)、(2) に含まれるものとする。

以上

## 見積書

件名：AMED 補助事業に関するアカデミアを対象とした調査研究業務（調査研究業務 A）の調達

見積金額：

金 \_\_\_\_\_ 円（税込・税抜） ※「税込」「税抜」該当する方に○をお願いします。

見積金額内訳：※「税込」「税抜」該当する方に○をお願いします。

	想定時間	単価（円） 税込・税抜	金額（円）
I. 調査研究対象となる研究者・ベンチャー企業・製薬企業等に対するヒアリングの準備（Web Meeting もしくは訪問）	90 時間	円	円
II. 調査研究対象となる研究者・ベンチャー企業・製薬企業等に対するヒアリングの実施（Web Meeting もしくは訪問）	90 時間	円	円
III. 完了報告書の提出	*****	*****	*****
合計（見積金額）			円

調達仕様書を確認のうえ、上記の金額の通り見積りします。

令和 8 年（2026 年）4 月 日

一般社団法人医薬新結合研究所 御中

住 所  
商号又は名称  
本件担当者

## 別紙 2

### AMED 補助事業に係るアカデミアを対象とした調査研究業務（調査研究業務 A）請負契約書

一般社団法人医薬新結合研究所（以下「甲」という）と〇〇（法人もしくは個人）（以下「乙」という）は、甲が国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の補助事業である創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業を実施するにあたり、乙が第 1 条に記載の業務を甲から請け負うことを契約する。

#### 第 1 条（業務の請負）

乙は、以下の各号に定める AMED 補助事業に関するアカデミアを対象とした調査研究業務（調査研究業務 A）（以下「本業務」という）を甲から請け負う。なお、本業務の内容は別紙「AMED 補助事業に係るアカデミアを対象とした調査研究業務（調査研究業務 A）手順書」に定める。

- (1) 調査・研究対象となる研究者・ベンチャー企業・製薬企業等とのメール等でのやり取り、面談ないし、ヒアリング（訪問もしくは Web）の事前打ち合わせ
- (2) 調査・研究対象となる研究者・ベンチャー企業・製薬企業等とのメール等でのやり取り、面談ないしヒアリング（訪問もしくは Web）
- (3) 完了報告書の作成および提出

#### 第 2 条（請負料・支払）

甲は乙に対して本条第 2 項に定める請負料を、同 3 項に定める支払い方法で乙の指定する銀行口座に現金振込にて支払う。なお、振込手数料は甲が負担する。

2 本業務の請負料は、以下の各号に定めるとおりとし、時間については 15 分単位で計上することとし、端数については切り捨てる。また時間の積算方法は、別紙 2 手順書に基づく。なお、訪問の旅費・宿泊費は甲の規定を上限の目安として実費を支払う。

- (1) 前条 (1) にかかる業務・・・1 時間あたり\*\*\*\*\*円
- (2) 前条 (2) にかかる業務・・・1 時間あたり\*\*\*\*\*円
- (3) 完了報告書の作成および提出・・・ (1) (2) に含む。

甲は乙に対して本条第 2 項に定める請負料を、同 3 項に定める支払い方法で支払う。

2 本業務の請負料は、対応する大学・研究機関 1 組織あたり\*\*\*\*\*円（販売管理費 10% を含む消費税抜）とし、対応する大学・研究機関を 50 組織と想定する。なお、対応する大学・研究機関が 50 組織を超えた場合には、甲と乙との調整により乙が対応する組織を調整するものとする。

3 本業務の請負にあたり、旅費、宿泊費が発生する場合には、事前に甲乙了解の上、甲の規定を上限の目安として甲が乙の交通費実費を月単位で支払う。また、甲乙が打合せを実施する場合も同様とする。なお、乙は実費負担を証明する証拠書類（領収書等）の写しを電子媒体で甲に提出し、同証拠書類（領収書等）の原本を 5 年間保管する。

4 不測の事態を想定し、乙は第 1 条(1)、(2)の業務遂行にあたり訪問にあたって旅行保険等に加入するものとする。なお、加入にあたっての保険料等は、乙の負担とする。

5 乙は別紙「AMED 補助事業に係る調査・研究業務手順書」に定める期日を目処に報告書を提出し、甲の検収を受けた後、請求書を発行する。甲は請求書受領日の翌月末日を目処に乙の指定口座に当該期分の請負料を入金する。

6 報告書提出もしくは検収が別紙の仕様書に記載の期日より遅延が見込まれる場合、あるいは遅延した場合には、事前もしくは事後に甲乙協議し、報告書提出日、検収日、支払日を決定する。不慮・不測の事態によりその必要が生じた際は、第10条の規定に従う。

### 第3条（機密保持）

甲及び乙は本契約の履行上知り得た相手方の機密事項を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、別紙「本契約にかかる個人情報及び事業所情報の取扱いに関する確認書」に同意することを確認する。

### 第4条（成果物の帰属）

乙は、本業務に関連して作成・取得された成果物等に関し、以下のように取り扱うことを確認する。

①データを含む一切の成果物の所有権および著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）、著作隣接権、報酬請求権（著作権法第94条の2、第95条の3第3項および第97条の3第3項に規定するもの）および二次使用料請求権（著作権法第95条第1項および第97条の3第1項に規定するもの）および外国における当該権利に相当する権利を甲に帰属させる（外部機関を利用した場合も含む）。

②新たに生じた発明に係る特許権（特許を受ける権利を含む）、その他の知的財産権（その他の知的財産権を受ける権利を含む）およびノウハウ等に関する権利を甲に帰属させる。

③乙は、一切の著作者人格権を行使しない。

④甲の承諾なしに、本業務により作成された成果物を自ら使用し又は第三者に使用させない。

⑤本業務の一部について外部機関を利用する場合は、第3条に定める秘密保持、上記①～⑤を含む成果物等の取扱いに関する責務を外部機関も負うよう、必要な処置を実施する。

### 第5条（競業の制限）

乙は、乙または自らが役員（理事等を含める）法人をして、本契約の有効期間中及び終了後3年間は、本業務と同等または類似する業務を行う際には、事前に甲が書面にて乙の競業を了解した場合に限ることを確認する。

### 第6条（下請負の禁止）

乙は、甲の書面での了解をなしに、本業務を第三者に請け負わせることができない。

### 第7条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙は、互いに本契約によって生じる一切の権利・義務を相手方の書面による承諾な

しに第三者に譲渡または継承してはならない。

#### 第8条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除できるものとする。

- （1）重大な過失または背信行為があったとき
- （2）支払いの停止があった場合または仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立があったとき
- （3）手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- （4）公租公課の滞納処分を受けたとき
- （5）解散の決議もしくは他の会社と合併をしたとき、または営業の全部を譲渡したとき
- （6）その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

2 甲及び乙は、相手方が本契約で定められた条項に対して違反し、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なお当該違反が是正されないときは、本契約を解除できるものとする。

3 災害その他甲及び乙の責に帰すことのできない不可抗力の事由により本契約の遂行が困難となったときは、甲乙協議のうえ本契約を解除できるものとする。

#### 第9条（免責）

甲は、本業務の完了後、第2条に基づき乙に対して支払われた対価の一部又は全部の返還を請求しないものとする。

#### 第10条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方の責に帰すべき事由により被害が発生した場合には、相手方に損害賠償を請求できるものとする。

#### 第11条（契約期間）

本業務の期間および本契約の有効期間は、本契約締結日より2026年（令和8年）3月31日までとする。

#### 第12条（協議）

本契約書に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義を生じた時には、甲乙協議の上解決するものとする。

#### 第13条（管轄裁判所）

本契約につき紛争が生じた場合には、被申立人が所在する地域を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年（令和8年） 月 日

(甲) 大阪市中央区南新町二丁目3番7号  
一般社団法人医薬新結合研究所  
代表理事 伊藤 義邦

(乙) ○○（法人もしくは個人）

## 契約書別紙

AMED 補助事業に係るアカデミアを対象とした調査研究業務（調査研究業務 A）手順書

（1）調査研究対象となる研究者・ベンチャー企業・製薬企業等に対するヒアリングの準備（Web Meeting もしくは訪問）

### I. D-Bio Connect 説明資料の作成

- ・企業等向けの D-Bio Connect 説明資料のたたき台を作成すること。
- ・企業等向けの D-Bio Connect 説明資料に対する助言あるいは編集、校正をすること。
- ・企業等向けの D-Bio Connect 説明資料を基に、ホームページ原稿のたたき台を作成すること。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。

### II. アクセス先の確認と連絡

- ・医新研が指定する企業等のアクセス先を確認すること。なお、アクセス先は医新研がコンタクトパーソン、連絡先を提示する場合がある。なお、医新研がコンタクトパーソン、連絡先を提示しない場合は、ホームページ等を確認してアクセス先を確認できること。
- ・アクセス先にメールあるいは電話等で連絡し、D-Bio Connect を説明する時間を確保すること。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。

### III. 企業に対するメールマガジンの配信

#### 1) 有望創薬シーズの要約作成

- ・医新研が提示する有望創薬シーズ等に関するメールマガジンの原稿のたたき台を作成する。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。
- ・AMED 補助事業窓口から依頼を受けた有望創薬シーズの要約を以下のフォーマットを基に作成する。
  - 1) タイトル
  - 2) 要約
  - 3) 研究者名
  - 4) 出所
  - 5) 疾患・カテゴリー
  - 6) キーワード
- ・想定件数は100件とするが、実数は100件を下回る場合あることを了解する。

- ・本業務に係る経費はⅢ. に含まれるものとする。

## 2) 有望創薬シーズのメールマガジンテキスト作成

- ・上記の要約を基に、AMED 補助事業窓口が指定するフォーマットでプロモーションテキストを作成し、AMED 補助事業窓口に提出する。
- ・想定件数は 100 件とするが、実数は 100 件を下回る場合あることを了解する。

(2) 調査研究対象となる研究者・ベンチャー企業・製薬企業等に対するヒアリングの実施 (Web Meeting もしくは訪問)

### I. D-Bio Connect の説明 (アクセス先との面談)

- ・アクセス先に対してD-Bio Connectの説明を実施すること。
- ・説明はWebミーティングを原則とするが、医新研が了解した場合、訪問の上、直接説明する可能性があることを了解すること。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。

### II. 医新研への面談結果のフィードバック

- ・所定のフォーマットを基に、医新研に面談結果をフィードバックすること。
- ・1時間あたりで単価を設定し、15分単位の実働で請求できること。なお、業務時間については、事前に医新研と調整すること。

## (3) 完了報告書・請求書の提出

- ・奇数月末を締め日として、翌月 5 日を目処に完了報告書を作成し、医新研に提出する。なお、完了報告書に記載の業務には、上記該当する(1)から(3)の区分を明示することとする。
- ・甲は乙が作成した報告書を受領後、7 日間を目処に検収する。但し、疑義が生じた際はその限りではない。
- ・完了報告書には作業日誌を添付すること。詳細な作業時間は甲の求めに応じて回答できるように記録を残しておくこととする。
- ・本業務に係る経費は (1)、(2) に含まれるものとする。

以上

## 契約書別紙

### 本契約にかかる個人情報及び事業所情報の取扱いに関する確認書

一般社団法人医薬新結合研究所（以下「甲」という）と\*\*\*\*\*（以下「乙」という）とは、本契約に伴う甲の持つ個人情報及び事業所情報（以下「情報」という）の取扱いについて、次の通り確認する。

#### 第1条（目的外利用の禁止）

乙は、情報を本業務以外に利用してはならない。

#### 第2条（情報の安全管理）

乙は、本業務の遂行にあたり、情報の適切な管理を行うとともに、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等が生じないよう万全の安全対策を講じるものとする。

#### 第3条（下請負の禁止）

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。

#### 第4条（情報・関連情報の秘密保持）

乙は、本業務の遂行および契約の履行に関して知り得た情報（以下「関連情報」という）について、本業務の期間中のみならず、本契約終了後3年間第三者に開示または漏えいしてはならない。また本業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

2 乙は、甲より提供を受けた情報について、本業務の終了後、甲の指示するところにより、返却、抹消等の措置を取るものとする。また、本業務の終了前であっても、乙は甲の情報の返却、抹消等の指示に従うものとする。

#### 第5条（教育）

乙は、情報を取扱う従業者に対し、情報の安全な管理や秘密保持に関し教育・研修を行うとともに、本契約に定める事項を十分に説明するものとする。

#### 第6条（契約の解除）

乙が情報の安全管理ならびに秘密保持に反したとき、またその疑いがあるとき、甲は直ちに業務の請負を解除し、情報の返却、抹消等を求めることができることを乙は確認する。また、請負解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲は乙に対する損害賠償の責を負わないことを確認する。

#### 第7条（損害賠償等）

乙は、甲より提供を受けた情報の目的外利用あるいは損失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに甲に報告することを確認する。その際、甲および乙は、その原因について協議・調査を行い、損害の拡大防止に必要な措置を講じるものとする。

2 当該事故が乙の責に帰すべきものである場合は、乙は、甲が被る損害賠償の義務を負うものとする。

以上